

外務省調査局監修
日本學術振興會編纂

條約改正
關 係

日本外交文書

追補

日本國際連合協會發行

凡例

一、本書は明治維新以来所謂陸奥條約の成立に至るまでの本邦通商條約改正事業の真相、改正商議の実状を明白にする為め、外務省の関係記録に拠つて編纂したものである。

二、本書は左の通り刊行を了つた。

- (1) 第一卷 明治初年より明治十二年まで
- (2) 第二卷 明治十三年より明治二十年まで
- (3) 第三卷 明治二十一年より明治二十五年まで
- (4) 会議録 明治十五年及び明治十九年乃至明治二十年の外交会議録
- (5) 第四卷 明治二十六年より明治三十二年まで
- (6) 概要 條約改正経過概要
- (7) 別冊 小村條約以後の本邦通商條約と通商政策の変遷
- (8) 追補 條約改正に関する追補文献

三、第一巻の刊行以来既に十余年を経過し、此の間事変戦争と続いて庁舎も再度の災火に遇ひ、記録の焼亡せるものも少くない。幸に残存せるものに拾つて缺を補ひ、更に記録以外本省所蔵の一般刊行物にも涉つて漏を顕め、茲に本巻を追補した。希観なるものゝ保存と貴重なる文献の湮滅とに備へた次第である。

四、安政條約に終期の規定がなかつたことが如何に條約改正を困難ならしめたか、当座の便宜で一度譲つた條約特権が如何にその回収に苦労を嘗めさせられたか、明治條約改正の事業は昭々として現代を照して居る。

五、今本書の刊行を完了するに當つて外務省歴代当局の絶大なる協力に感謝すると共に、不斷の叱正を忝うした学界諸賢に敬意を表する次第である。

昭和二十八年十一月念

編者誌

條約改正 關係 日本外交文書 追補

目次

第九章 追補

第一節 岩倉遣外使節關係	一
第二節 井上外務大臣關係	七九
第三節 大隈外務大臣關係	一四四
第四節 帝国議会關係	一〇六
第五節 條約実施準備雜件	三三一
第六節 操觚論說集	四一一

九月廿七日仏公使館にて談話
九月廿七日夜横濱旅館にて魯國領事官出会
九月廿八日米國公使館にて公使談話

番号	日	附	事項	
一	明治二年八月一日	二	岩倉具視意見書	
二	明治三年一月一日	三	会計外交等ノ條々意見書	
三	明治十四年八月一日	四	国体照明政体確立意見書	
四	明治四年八月一日	五	伊藤博文意見書	
		六	條約改正準備ニ関スル件	
		七	全權大使歐米回覧關係史料（一）	
			八	條約改定大眼目
			九	横濱出張使節之義内談之事

第九章 追補

第一節 岩倉遣外使節關係

目次細目

目次細目

二

	四二	四一	四〇	三九	三八	三七	三六	三五
目	七明	七明	七明	五明	七明	七明	六明	五明
次	月治	治	治	治	月治	月治	月治	月治
細	十二	二	二	二	二十	十	十	十
目	二十	十	十	十	九	五	九	五
	日年	月年	月年	月年	日年	日年	日年	日年

第二節 井上外務大臣關係

二七	明治三月二十六日	岩倉大使ヨリ三條太政大臣宛	大使一行ノ歐洲ニ於ケル動靜ヲ報スル件六八	大久保木戸兩副使帰朝ニ關スル消息ノ件六七
二八	明治五月十六日	伊藤副使ヨリ大久保副使宛	帰國ニ關スル消息ノ件六九	
二九	明治六月十九日	井上馨宛		
三〇	明治八月二十六日	岩倉大使ヨリ三條太政大臣宛	帰朝日限通知ノ件七〇	
三一	明治九月十七日	全權大使歐米回覧關係史料(三)七〇		
三四	明治十一年八月	特命全權大使帰朝に付内廷に於て御対面次第		
三三	明治十一年六月	岩倉具視意見書	朝鮮事件ニ關スル奏問書	外交ニ關スル上書
三二	明治十一年六月	岩倉具視意見書	貿易均衡ヲ得ベキ件	七六
三一	明治十一年六月	岩倉具視意見書		
三〇	明治十一年六月	岩倉具視意見書		
二九	明治十一年六月	岩倉具視意見書		
二八	明治十一年六月	岩倉具視意見書		
二七	明治三月二十六日	岩倉大使ヨリ三條太政大臣宛		

特命全権大使帰朝に付内廷に於て
御対面次第

- | | |
|------------------|----|
| 渡歐前後ノ状況消息ノ件 | 五九 |
| 欧洲状勢通報ノ件 | 五九 |
| 国内状況ヲ報スル件 | 六二 |
| 大久保木戸両副使帰朝方ニ関スル件 | 六四 |
| 副使帰朝等ニ関スル件 | 六四 |
| 大久保木戸両副使帰朝方ニ関スル件 | 六四 |
| 倉太政大臣宛 | 六四 |
| 倉太政大臣ヨリ | 六四 |
| 倉大使宛 | 六四 |
| 原重実ヨリ | 六四 |
| 藤副使ヨリ | 六四 |
| 隈副島宛 | 六四 |
| 辺洪基宛 | 六四 |
| 戸副使ヨリ | 六四 |
| 別 錄一 ビスマルク談話 | 六五 |
| 二 木戸孝允日記 | 六六 |
| 三 大久保利通書翰 | 六七 |

第四節 帝國議會關係

九二
明治二十一年四月廿二日
目次
大隈外務大臣宛
三條總理大臣より
辞表執奏方ニ關スル件
一一〇五

別紙 大隈重信辞表
三條總理大臣宛 諸表執奏方ニ
六月外相大臣 閣スル件
一〇五

辞表執奏方ニ關スル件

—

九三	明治二年五月二十六日	青木外務大臣演説
九四	明治二年五月二十七日	榎本外務大臣演説
九五	明治二年五月二十八日	別 錄一 新法典非難ノ批評 ポアソナード
九六	明治二年五月二十九日	二 英国外相宛代理公使書翰(一)(二)
九七	明治二年五月三十日	一明治二年五月二十六日
九八	明治二年五月二十七日	陸奥外務大臣意見書 現行條約勵行建議案ニ対スル意見
九九	明治二年五月二十六日	二條基弘公外卅七年 貴族院議員公爵ニ二條基弘外卅七年
一〇〇	明治二年五月二十八日	三内閣諸公
一〇一	明治二年五月二十四日	二條基弘公外三十七名 意見書
一〇二	明治二年五月二十四日	近衛公谷子再提意見書並伊藤首相再答書
一〇三	明治二年五月二十九日	別 錄 英国外相宛英代理公使書翰(一)(二)
一〇四	明治二年五月三十日	三一九
一〇五	明治二年五月三十日	別 錄 英国外相英國公使往復書翰(一)(二)
一〇六	明治二年五月二十一日	三〇五
一〇七	明治二年五月三十一日	伊藤總理大臣演説
一〇八	明治二年五月三十一日(仮)	三〇九
一〇九	明治二年五月三十一日(西)	別 錄 英国外相宛英代理公使書翰
一一〇	明治二年五月三十一日(伊藤)	新條約實施準備參考事項調査ニ關スル件
一一一	明治二年五月三十一日(西)	右調査事項報告
一一二	明治二年五月三十一日(伊藤)	版權法改正ニ關スル件
一一三	明治二年五月二十二日	三三五
一一四	明治二年五月二十二日	日清通商航海條約上ノ最惠國條款適用
一一五	明治二年五月二十二日	方ニ關シ照会ノ件
一一六	明治二年五月二十一日	三六一
一一七	明治二年五月二十一日	前件回答ノ件
一一八	明治二年五月二十一日	三六二
一一九	明治二年五月二十一日	国籍法案等送附ノ件
一一〇	明治二年五月二十一日	三六三
一一一	明治二年五月二十一日	小村外務次官宛
一一二	明治二年五月二十一日	別 錄 国籍法案取調囁託員報告
一一三	明治二年五月二十一日	梅法制局長官ヨリ
一一四	明治二年五月二十一日	外国人ノ私設鐵道會社重役就任制限ニ
一一五	明治二年五月二十一日	關シ照会ノ件

第五節 條約實施準備雜件

新條約実施準備参考事項調査ニ関スル
件 大隈外務大臣ヨリ
在歐米各帝國公使宛

右調查事項報告
三三五

版權法改正ニ關スル件 三六一

日清通商航海條約上ノ最惠國條款適用……三六一

卷之三

國朝詩卷之三

關シ照会ノ件

目次

一〇

明治三十一日年

小村外務次官ヨリ
梅法制定局長官宛

前件回答ノ件

三六四

一一

明治三十二日年

神鞭法制定局長官ヨリ
小村外務次官宛

外国人私権享有ニ関スル閣議案ニ付テ

三六五

一二

明治三十三日年

鷦鷯法制定局長官ヨリ
神鞭法制定局長官宛

照会ノ件

三六六

一三

明治三十一日年

鷦鷯外務次官ヨリ
鷦鷯山外務次官宛

日仏條約中ノ疑義ニ付照会ノ件

三六七

一四

明治三十六日年

鈴木内務次官ヨリ
鷦鷯木内務次官宛

前件回答ノ件

三六八

一五

明治三十一日年

十明治三十一年

懲税法案回送ノ件

三六九

一六

明治三十二日年

松平内務次官ヨリ
都筑外務次官宛

著作権法案回送ノ件

三六七

一七

明治三十二日年

曾禰農商務大臣ヨリ
青木外務大臣宛

特許法案意匠法案商標法案等回送ノ件

三六八

一八

明治三十二日年

川上参謀総長宛
青木外務大臣ヨリ

外國軍艦特別輸出港繫泊ニ関スル件

三六九

一九

明治三十二日年

内田外務政務局長宛

新條約ノ疑義ニ関シ照会ノ件

三七〇

二〇

明治三十二日年

内山県通信管船局長宛

前件回答ノ件

三七一

二一

明治三十二日年

川上参謀総長宛
山形通信管船局長宛

前件回答ノ件

三七二

二二

明治三十二日年

外務・内務・司法大臣宛

居留地ノ事項ニ關シ英國領事照会ノ件

三七三

二三

明治三十二日年

内田外務政務局長宛

新條約ノ疑義ニ関スル疑義ニ付照会ノ件

三七四

二四

明治三十二日年

内田外務政務局長回答

前件回答ノ件

三七五

二五

明治三十二日年

芳川通信大臣宛

前件回答ノ件

三七六

二六

明治三十二日年

内田外務政務局長照会

前件回答ノ件

三七七

二七

明治三十二日年

内田外務政務局長回答

前件回答ノ件

三七八

二八

明治三十二日年

内田外務政務局長回答

前件回答ノ件

三七九

二九

明治三十二日年

内田外務政務局長回答

前件回答ノ件

三八〇

二一〇

明治三十二日年

内田外務政務局長回答

前件回答ノ件

三八一

二一

明治三十二日年

内田外務政務局長回答

前件回答ノ件

三八二

二一

明治三十二日年

内田外務政務局長回答

前件回答ノ件

三八三

二二

明治三十二日年

内田外務政務局長回答

前件回答ノ件

三八四

二三

明治三十二日年

内田外務政務局長回答

前件回答ノ件

三八五

二四

明治三十二日年

内田外務政務局長回答

前件回答ノ件

三八六

二五

明治三十二日年

内田外務政務局長回答

前件回答ノ件

三八七

二六

明治三十二日年

内田外務政務局長回答

前件回答ノ件

三八八

二七

明治三十二日年

内田外務政務局長回答

前件回答ノ件

三八九

二八

明治三十二日年

内田外務政務局長回答

前件回答ノ件

三九〇

二九

明治三十二日年

内田外務政務局長回答

前件回答ノ件

三九一

三〇

明治三十二日年

内田外務政務局長回答

前件回答ノ件

三九二

一二九 明治三月三十一日年 青木外務大臣ヨリ 松方大蔵大臣宛 船舶出入港手数料等ニ関シ照会ノ件 三九二

一三〇 明治三月三十二日年 青木外務大臣ヨリ 青木外務大臣宛 青木外務大臣ヨリ

一三一 明治三月三十二日年 清浦司法大臣ヨリ 青木外務大臣宛 青木外務大臣ヨリ

一三二 明治三月三十二日年 青木外務大臣ヨリ 各國公使、總領事等宛 外国人ノ遺産ノ保存処分ニ関スル省令 三九二

一三三 明治三月三十二日年 佛塙公使宛 青木外務大臣ヨリ 居留地共有資金引渡方ニ関スル件 三九四

一三四 明治三月三十二日年 佛塙公使宛 青木外務大臣ヨリ 居留地編入ニ關シ 塙國公使ノ処置方ノ件 三九五

一三五 明治三月三十二日年 佛塙公使宛 青木外務大臣ヨリ (電報) 小松原内務次官ヨリ 高平外務次官ヨリ 件 三九五

一三六 明治三月三十二日年 佛塙公使宛 青木外務大臣ヨリ (電報) 仏塙兩国民ノ内地旅券ニ関スル件 三九五

一三七 明治三月三十二日年 佛塙公使宛 青木外務大臣ヨリ 山本海軍大臣宛 外國軍艦ノ寄港ニ関スル訓令照会ノ件 三九六

一三八 明治三月三十二日年 佛塙公使宛 青木外務大臣ヨリ 山本海軍大臣宛 高平外務次官ヨリ 件 三九七

一三九 明治三月三十二日年 佛塙公使宛 青木外務大臣ヨリ 道府県長官宛 外國軍艦ノ寄港ニ関スル件 三九七

一四〇 明治三月三十一日年 佛塙公使宛 加藤静岡県知事ヨリ 杉村外務通商局長宛 外國軍艦ノ寄港ニ關シ照会ノ件 三九八

一四一 明治三月三十一日年 静岡県知事宛 内田外務務務局長ヨリ 前件回答ノ件 三九八

一四二 明治三月三十一日年 波多野司法次官ヨリ 高平外務次官宛 領事館ノ最惠国待遇ニ関スル件 三九八

一四三 明治三月三十二日年 波多野司法次官ヨリ 高平外務次官宛 前件回答ノ件 三九〇

一四四 明治三月三十二日年 高平外務次官ヨリ 蒼藤海軍次官ヨリ 條約上軍事ノ賦歛損資ニ関スル件 三九〇

一四五 明治三月三十二日年 蒼藤海軍次官宛 前件回答ノ件 三九一

一四六 九月三十一日年 内田外務政務局長宛 倉富司法民刑局長ヨリ 省内詮議 別録 三九二

一四七 九月三十一日年 倉富司法民刑局長宛 倉富司法民刑局長宛 改正條約実施後ノ領事裁判執行ニ關シ 三九四

一四八 十月三十一日年 波多野司法次官ヨリ 外國船舶不開港寄港ニ關スル件 四〇五

一四九 一月三十一日年 高平外務次官ヨリ 前件回答ノ件 三九五

一五〇 二月三十三日年 内務大臣宛 北海道長官ヨリ 外國人基地処分ニ關シ稟請ノ件 三九六

附屬書一 北海道長官代理宛露國領事代理書翰

二 露國領事宛北海道長官代理書翰

三 北海道長官代理宛露國領事代理書翰

五一 二明治三十三年 内務省回議

外国人墓地処分ニ関スル件 四〇九

四〇九

別紙一

外務省附箋

四一〇

二 内務省附箋

第六節 操觚論説集

- | | | | | |
|-----|--------|------|-----------|-----|
| 一五二 | 明治三十一年 | 小野梓 | 條約改正論 | 四二一 |
| 一五三 | 明治二十二年 | 島田三郎 | 條約改正論 | 四五五 |
| 一五四 | 明治二十五年 | 原敬 | 現行條約論 | 五〇八 |
| 一五五 | 明治三十一年 | 原敬 | 新條約実施準備 | 五四〇 |
| 一五六 | 明治三十二年 | 原敬 | 新條約実施準備補遺 | 六一五 |

正條約改日本外交文書追補

第九章 追補

第一節 岩倉遣外使節關係

一 明治三年三月 岩倉具視意見書

会計外交等ノ條々意見

一 会計之事

「略」

一 軍務之事

「略」

一 外國ノ事

一 外國ノ事
外國ノ事ハ實ニ今日ノ大患天下紛乱ヲ生スルノ本ニテ宜
ク深ク謀リ遠ク慮リ公論衆議ヲ取テ天下ト共ニ其和戦ノ
大策ヲ被定度候夫レ癸丑甲寅以来天下有志之士節ニ死シ
難ニ殉スル者其幾許ト云事ヲ不知奸徒ノ天誅ヲ不免者亦